

事務事業名	障害支援区分認定調査事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285 - 83 - 8129		
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	障害者総合支援法					☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	障害支援区分の認定にあたり、本人の心身状況等の調査が必要なため、認定調査等を実施する。 サービス利用の流れ 利用申請→認定調査→1次判定（コンピュータ）→2次判定（審査会）→障害支援区分の認定→勘案事項調査→利用するサービスの意向調査→支給決定 認定調査 心身の状況に関する106項目（内79項目は要介護認定調査項目。勘案事項調査 地域生活、就労、日中活動、介護者、居住など） 県外施設入所者など訪問調査の一部については、指定相談事務所へ委託する。 国庫補助率1/2								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 28年度実績 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の利用申請者に対し訪問調査をする。 また、新体系に移行する施設入所・通所者に対し訪問調査する。 29年度計画 前年度と同様			⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 調査した障がい者数	人	198	153	201	141	173
			イ 審査会で審査した障がい者数（訓練等給付を除く）	人	108	118	159	104	123
			ウ						
			エ						
			オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 障害福祉サービスが必要な障がい児・者			⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 身体・療育・精神手帳所持者（18歳～64歳）	人	1,588	1,633	1,639	1,597	1,756
			イ						
			ウ						
			エ						
			オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障害福祉サービスが必要な障がい児・者が、利用にあたって必要となる心身状況等の調査を受けることができる。			⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 障害支援区分の認定を受けた障がい者数	人	108	118	159	104	123
			イ						
			ウ						
			エ						
			オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい児・者が適切なサービスを受け、自立した生活を送ることができる。			⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 認定を受けサービスを利用した障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
			イ						
			ウ						
			エ						
			オ						
(2) 総事業費の推移			単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	20	31	26	62	62
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	20	30	26	62	62
			事業費計（A）	千円	40	61	52	124	124
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2
			延べ業務時間	時間	450	450	450	450	450
			人件費計（B）	千円	1,829	1,899	1,886	1,869	1,869
			トータルコスト(A)+(B)	千円	1,869	1,960	1,938	1,993	1,993
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等									
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		平成18年4月から、障害者自立支援法の施行に伴い開始された。							
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、「障害程度区分」が「障害支援区分」となった。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？									

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 障がい児・者が障害福祉サービスを受けられるように、利用に当たって必要な調査を行うことは、障害者の自立と社会参加の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので、廃止・休止はできない。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 障害者総合支援法に定められているので適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 障害者総合支援法に基づく事業なので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 障害者総合支援法に定められているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で行っているので削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので削減の余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 障害者総合支援法に定められているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								